

富福総発第 288 号
令和 2 年 3 月 25 日

富士市敬老事業審議会
会長 日詰 一幸 様

富士市長 小長井 義正

富士市敬老事業の改廃について（諮問）

富士市附属機関設置条例第 3 条の規定に基づき、次の事項を諮問いたします。

1. 富士市敬老事業の改廃について

趣 旨

本市の敬老事業は、現在、9月の敬老会の開催をはじめとし、敬老祝金、米寿祝品、100歳到達者の長寿祝金、最高齢者に対する祝品の贈呈を行っております。

近年の福祉ニーズの多様化などにより、敬老事業全体の見直しを行う必要性が生じていたため、平成20年度に「敬老事業あり方検討委員会」を設置いたしました。検討委員会では、少子高齢化の進行や社会経済状況、個人の価値観・考え方の変化を踏まえ、敬老事業のあり方を検討することとし、4年ごと、敬老事業の見直しを図ってきましたが、事業の本質的な課題の解決には至りませんでした。

今後、団塊の世代が敬老事業対象者となり、急激に対象者人数の増加が予測されている中で、主催者である市、町内会(区)及び社会福祉協議会の費用負担並びに企画・運営者の負担が大きくなることが懸念されております。

このような状況下において、「敬老」の主旨を尊重し、事業を推進していくためには、敬老会及び敬老祝金支給事業等の抜本的な見直しが必要となります。

富士市敬老事業を市民ニーズ及び実情に合わせた事業とするため、敬老事業の改廃について貴審議会の意見を賜りたく、諮問いたします。